

## 社会福祉法人さくら草 虐待防止のための指針

### 1. 法人における虐待の防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者及び障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の理念に基づき、高齢者及び障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者及び障害者虐待の防止とともに高齢者及び障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者及び障害者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

### 2. 権利擁護委員会その他法人内の組織に関する事項

(1) 法人では、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討することを目的とする身体拘束適正化検討委員会と、虐待発生防止を目的とする虐待防止委員会を一体的に行う権利擁護委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。なお、委員会の委員長は委員の中から理事長が任免します。その他委員は所属している事業所の管理者とし理事長が任免します。

(2) 委員会は、年3回（6月・10月・2月）及び委員長が認めた場合に開催します。

### 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

(2) 具体的には、次のようなプログラムなどを実施します。

①虐待防止法の基本的考え方の理解

②権利擁護事業の理解

③虐待の種類と発生リスクの事前理解

④早期発見・事実確認と報告等の手順

⑤発生した場合の改善策

⑥身体拘束等の適正化に関すること

(3) 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施します。

(4) 外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(5) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

## (虐待防止のための指針)

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報し事業所の管理者に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、厳正に対処します。
  - (2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村に通報し事業所の管理者及び管轄警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、市町村に通報するとともに虐待防止責任者に報告します。虐待者が虐待防止責任者であった場合は、他事業所の虐待防止責任者に相談します。
  - (2) 虐待防止責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止責任者の場合は、他の虐待防止責任者が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
  - (3) 事実確認の結果、虐待に関する相談・報告が虚偽であった場合、又は虐待ではなく過失によるものであったと確認された場合以外は、理事長に報告を行います。
  - (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
  - (5) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて理事長に報告します。
  - (6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、成年後見支援センター等の適切な窓口を案内する等の支援をします。
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
  - (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
  - (3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
  - (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にそのてん末と対応を報告します。
8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、法人ホームページにおい

て、閲覧が可能な状態とします。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する

この指針は、2024年2月21日権利擁護委員会にて決定し、同日より施行する。

この指針は、2024年6月19日権利擁護委員会にて決定し、同日より施行する。